

日本心療内科学会 登録医 第 10 回更新認定審査の実施について

日本心療内科学会は、日本心療内科学会登録医制度規則及び同施行細則に基づき、登録医更新認定審査を下記の要領で実施いたします。

【1】更新対象者

- (1) 認定証の終了日が、2019 年 9 月 30 日の登録医。

【2】更新申請資格

- (1) 申請時において登録医であり、かつ会費を完納していること。
(2) 申請時において過去5年間に別に定める基準により **30 単位**を有すること。(※1 適用)
(3) 研修実績単位は、2017 年 12 月 27 日改訂の登録医制度規則および細則、単位表を参照。

※1 ただし登録医制度施行細則の申し合わせ事項 2 より、顧問、名誉会員、功労会員および 75 歳以上の登録医で、更新の意志がある方には、更新に必要な研修実績を義務付けない。

更新申請受付締切日

2019 年 6 月 30 日(消印有効) 受付開始日を設けておりませんので、準備が出来次第ご提出ください。

【4】更新申請書類

次の各号に定める申請書類の正本各 1 通と、様式 1、2-1,2 についてはコピー各 1 通を添えて下記 10 の事務局に申請してください。なお申請は、必ず簡易書留郵便(特定記録・レターパックでも可)で送付してください。

| | | |
|-----|-------------------------|------------|
| (1) | 登録医更新申請書 | 【様式 1】 |
| (2) | 研修実績一覧表(登録医更新用) | 【様式 2-1,2】 |
| (3) | 上記(2)の研修実績の取得を証明する書類(写) | |
| (4) | 登録医更新審査料の払い込みを証明する書類(写) | |

(本学会ホームページの会員サイトでも書式のダウンロードが出来ます。)

※更新対象者には、申請意志の有無にかかわらず、本年 2 月に事務局より登録医更新申請書類一式を送付します。

【5】更新認定審査

審査は、登録医制度委員会が、書類審査により行います。ただし、委員会において必要と認められた場合には面接審査が行われます。

【6】更新審査料

登録医の更新申請にあたっては、登録医更新審査料 **10,000 円**を、下記いずれかの口座にお振込み下さい。
なお、いったん払い込まれた審査料は、理由の如何を問わず返還いたしません。

| | | |
|---------------------------|--------|---|
| 郵便局からの場合 | 〔口座番号〕 | 00190-0-168003 |
| | 〔口座名〕 | 日本心療内科学会 ※振込用紙の通信欄に「登録医更新料」とご記入ください。 |
| その他の金融機関 ネットバンキング利用の場合 | 〔銀行〕 | ゆうちょ銀行 |
| | 〔店名〕 | 〇一九(ゼロイチキュー店) |
| | 〔預金種目〕 | 当座 |
| | 〔口座番号〕 | 0168003 |
| | 〔口座名〕 | 特定非営利活動法人 日本心療内科学会 ※振込人氏名の後に「登録医更新料」と入力してください。 |

【7】審査結果の発表および更新認定料

登録医更新審査の結果は、登録医制度委員会が理事長に報告し、理事会の議を経て、申請者に通知し認定証を送付します。また、その氏名と所属は学会誌および学会ホームページに公示します。

【8】新認定期間

2019年10月1日～2024年9月30日（5年間）

【9】更新保留の特例について

◎病気、出産、海外留学その他やむをえない理由により所定の単位数(30単位)に満たない登録医が更新申請を希望する場合は、「更新保留申請書」を提出し、【2】の所定の申請資格を満たした時に更新申請をすることができます。ただし、認定証は、当該研修実績の参加を証明する書類を事務局に提出後でなければ発行されません。

※上記の特例により、更新保留となり、その後申請資格を満たして更新申請を行った場合の認定終了日は、申請時期にかかわらず 2024年9月30日となります。

【10】問い合わせおよび申請書類の送付先

〒272-0827 千葉県市川市国府台3丁目2番20号エルカーサ103号

日本心療内科学会 事務局

TEL : 047-374-8301 FAX : 047-374-8302 Email : jspim@nifty.com